

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 8 月 23 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700036号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700150号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失記録(平成14年10月1日)及び取得記録(平成16年4月1日)を取り消し、平成14年10月から平成16年3月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

請求期間③のうち、請求者のA社における平成16年4月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年4月から同年8月までの標準報酬月額については、24万円から28万円とする。

平成14年10月1日から平成16年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間及び標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年8月1日から平成14年10月1日まで
② 平成14年10月1日から平成16年4月1日まで
③ 平成16年4月1日から平成18年1月21日まで

A社において勤務していた期間のうち、請求期間①及び③については、支給を受けていた給与と比較して標準報酬月額が著しく低額となっている。また、請求期間②については、国民年金の被保険者期間となっている。請求期間に係る給与支給明細書を提出するので、請求期間①及び③については、標準報酬月額を訂正し、請求期間②については、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、雇用保険の被保険者記録、請求者から提出された給与支給明細書及び事業主の回答により、当該期間において請求者がA社で勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社は平成14年10月1日付けで適用事業所ではなくなったとする処理がされ、平成16年4月1日付けで再び適用事業所となる処理がされていることが

確認できるが、請求者及び同僚の給与支給明細書及び雇用保険の被保険者記録、法人登記簿謄本並びに事業主の回答により判断すると、同社は、請求期間②において事業を継続しており、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

一方、A社が平成14年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年10月7日付けで、請求者を含む複数の被保険者の標準報酬月額について、遡って減額処理が行われていることが確認できる。

さらに、滞納処分票により、A社は、請求期間②当時に社会保険料の滞納があったことが確認できるところ、当該滞納処分票の内容からは、同社が当該期間において事業を継続しており、適用事業所の要件を満たしていたことを社会保険事務所（当時）が認識していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、A社が適用事業所ではなくなったとする処理は事実即したものと考え難く、当該処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失記録（平成14年10月1日）及び取得記録（平成16年4月1日）を取り消すことが必要である。

以上のことから、請求期間②及び請求期間③のうち平成16年4月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与支給明細書の報酬月額から28万円とすることが必要である。

- 2 請求期間①及び請求期間③のうち平成16年9月1日から平成18年1月21日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬の支払を受けている月が複数確認できるところ、当該オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間①及び請求期間③のうち平成16年9月1日から平成18年1月21日までの期間については、請求者から提出された給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700083号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700149号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和45年8月1日から同年1月1日に訂正し、昭和45年1月から同年7月までの標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

昭和45年1月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和45年1月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年12月16日から昭和45年8月1日まで

A社に昭和44年12月16日から勤務していたが、同法人における厚生年金保険の資格取得日が昭和45年8月1日となっている。請求期間に同法人から給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、資格取得年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の辞令、同法人から提出された昭和44年度末職員表及び従業員名簿並びに雇用保険の被保険者記録から、請求者は請求期間に同法人に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得届及び健康保険被保険者資格喪失届により、請求期間のうち昭和45年1月1日から同年8月1日までの期間について、請求者は、健康保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について資料が保管されていないため確認できないが、職員は一般的には厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除していた旨回答していることから判断すると、請求者は、上記期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間のうち昭和45年1月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、C健康保険組合から提出された請求者に係る健康保険被保険者資格取得届の標準報酬月額から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和45年1月1日から同年8月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち昭和44年12月16日から昭和45年1月1日までの期間については、事業主から提出された従業員名簿及び厚生年金保険被保険者台帳から、月の途中で就職している複数の同僚について、就職月は厚生年金保険の被保険者とはなっておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として昭和44年12月16日から昭和45年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。